

役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人はまゆう会の役員の報酬等について定めたものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、評議員、理事及び監事、評議員選任・解任委員をいう。

(評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会の出席)

第3条 役員が評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費相当額を支払うことができる。

(評議員、理事、評議員選任・解任委員の報酬)

第4条 評議員、理事、評議員選任・解任委員が評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表2の報酬及び交通費相当額を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合は、別表2の報酬及び交通費相当額を支払うことができる。

(常勤の理事長の報酬の特例)

第6条 理事長が施設長を兼務する等、常勤職員と同等の勤務に就く場合においては、月額報酬を支払うことができる。この場合の報酬については、別表3の額の範囲内において理事会で決定する。

- 2 前項の場合において、社会福祉法人はまゆう会給与規程（以下「給与規程」と言う。）第10条から第29条までの規定による給与は支給しない。

(出張旅費)

第7条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

6 第1項から前項までの規定にかかわらず、前条の規定を受ける常勤の理事長の旅費については、給与規程第30条から第32条を準用して支給する。

(適応除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員（第6条の適用を受ける常勤の理事長を除く。）は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規定を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

付則

1 この規程は平成17年10月1日より適用する。

2 この規程は平成19年6月1日より適用する。

3 この規程は平成24年9月1日より適用する。

4 この規程は平成29年4月1日より適用する。

別表1

名 称	報 酬	交通費相当額
理事会等出席報酬	3,000 円	実 費

別表2

名 称	報 酬	交通費相当額
各業務報酬等	10,000 円	実 費
監事監査指導報酬等	10,000 円	実 費

別表3

名 称	報 酬
理事長（常勤）報酬	月額 400 千円～月額 1,000 千円

別表4

旅 費	宿泊費	報酬（1日）	その他
実 費	15,000 円	10,000 円	実 費